

第 7 1 号議案

豊川市手数料条例の一部改正について

豊川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 8 月 2 5 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市手数料条例の一部を改正する条例

豊川市手数料条例（平成 1 2 年豊川市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第5 建設部関係 (第2条関係)					別表第5 建設部関係 (第2条関係)				
事務	手数料				事務	手数料			
	名称	金額				名称	金額		
(略)					(略)				
5	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	(略)		5	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	(略)	
(略)					(略)				
13	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可の申請に対する審査	興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可申請手数料	(略)		13	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可の申請に対する審査	興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可申請手数料	(略)	
(略)					(略)				
26	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律	長期優良住宅建築等計画等認定申	住宅の新築に係る長期優良住宅の	(略)	26	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律	長期優良住宅建築等計画認定申請	住宅の新築に係るもの	(略)

<p>第87号) 第6条第1項(第8条第2項の規定により準用する場合を含む。)の<u>規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請</u>(同法第9条第1項又は第3項に規定する申請を除く。)に対する審査</p>	<p>請手数料</p>	<p>普及の<u>促進に関する法律第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画</u>(以下この項において「<u>長期優良住宅建築等計画</u>」<u>という。</u>)の認定の申請</p>		<p>第87号) 第6条第1項(第8条第2項の規定により準用する場合を含む。)に<u>規定する長期優良住宅建築等計画の認定の申請</u></p> <p>_____</p> <p>_____ (同法第9条第1項又は第3項に規定する申請を除く。)に対する審査</p>	<p>手数料</p>		
		<p>住宅の増築又は改築に係る<u>長期優良住宅建築等計画の</u></p>	<p>(略)</p>			<p>住宅の増築又は改築に係るもの</p>	<p>(略)</p>

<u>認定の申請</u>	<u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項に規定する長期優良住宅維持保全計画の認定の申請</u>	<u>1戸建て住宅</u>	<u>1戸につき19,100円</u>	
		<u>共同住宅等</u>	<u>1棟の総戸数が5以下のもの</u>	<u>1戸につき、27,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額</u>
			<u>1棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>	<u>1戸につき、41,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額</u>
			<u>1棟の総戸数が11</u>	<u>1戸につき、54,600円を同一の</u>

		以上 の の	建築物に ついて同 時に申請 が行われ る住戸の 数で除し て得た額
その他 の場合	1戸建て住宅		1戸につ き75,300 円
	共同住 宅等	1棟 の総 戸数 が5 以下 のも の	1戸につ き、 163,100 円を同一 の建築物 について 同時に申 請が行わ れる住戸 の数で除 して得た 額
		1棟 の総 戸数 が6 以上 10以 下の もの	1戸につ き、 254,900 円を同一 の建築物 について 同時に申 請が行わ れる住戸

					の <u>数で除して得た額</u>
				<u>1棟の総戸数が11以上のもの</u>	<u>1戸につき、493,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額</u>
<u>長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料</u>	<u>住宅の新築について長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する</u>	(略)			

<u>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u>	<u>住宅の新築について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計</u>	(略)
-----------------------------	---	-----

法律

第9条
第1項
又は第
3項の
規定に
よるも
の以外
の変更
の認定
の申請

住宅の
増築又
は改築
につい
て長期
優良住
宅建築
等計画
の認定
を受け
た住宅
に係る
長期優
良住宅
の普及
の促進

(略)

画の認
定を受
けた住
宅に係
る同法
第9条
第1項
又は第
3項の
規定に
よるも
の以外
の変更
の認定
の申請

住宅の
増築又
は改築
につい
て長期
優良住
宅の普
及の促
進に関
する法
律第5
条第1
項に規
定する
長期優
良住宅

(略)

に関する法律

第9条第1項又は第3項の規定によるもの以外の変更の認定の申請

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項に規定する長期優良住宅維持保全計画の

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等である旨を登

1戸建て住宅

1戸につき5,200円

共同住宅等

1棟の総戸数が5以下のもの

1戸につき、10,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額

建築等計画の認定を受けた住宅に係る同法第9条第1項又は第3項の規定によるもの以外の変更の認定の申請

認定を受けた住宅に係る変更の認定の申請	録住宅性能評価機関が確認した場合	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1戸につき、 18,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の総戸数が11以上のもの	1戸につき、 26,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	その他の場合	1戸建て住宅	1戸につき33,400円
	共同住宅等	1棟の総戸数が5以下のもの	1戸につき、 78,200円を同一の建築物について同

						の	時に申請 が行われ る住戸の 数で除し て得た額	
						1棟 の総 戸数 が6 以上 10以 下の もの	1戸につ き、 125,500 円を同一 の建築物 について 同時に申 請が行わ れる住戸 の数で除 して得た 額	
						1棟 の総 戸数 が11 以上 のもの の	1戸につ き、 246,000 円を同一 の建築物 について 同時に申 請が行わ れる住戸 の数で除 して得た 額	
(略)								(略)
備考 (略)								備考 (略)

附 則

この条例中別表第5の5の項及び13の項の改正規定は公布の日から、同表26の項の改正規定は令和4年10月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い長期優良住宅の認定申請等に係る手数料の区分に長期優良住宅維持保全計画の認定の申請等を追加するとともに、建築基準法の一部改正に伴い所要の規定の整備を行う必要があるからである。